

平成 2 5 年 7 月 2 9 日

防衛省 沖縄防衛局

「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法第 1 0 条に基づく給付金に係る土地の使用状況と「使用又は収益」の開始日について」に対する意見公募の結果について

防衛省沖縄防衛局において、平成 2 5 年 6 月 3 日（月）から同年 7 月 2 日（火）までの間、「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法第 1 0 条に基づく給付金に係る土地の使用状況と「使用又は収益」の開始日について」について、広く国民の皆様からの御意見を募集しましたところ、1 件の御意見をいただきました。いただいた御意見と御意見に対する防衛省沖縄防衛局の考え方を別紙のとおり報告いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも防衛省に御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

連絡先：防衛省

沖縄防衛局管理部返還対策課

電 話：098-921-8181(内線 437)

「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法第１０条に基づく給付金に係る土地の使用状況と「使用又は収益」の開始日について」に対する意見公募の結果について

意見の内容	意見に対する考え方	修正
１．立法論として疑問を感じますが、法第１０条第１項は、使用又は収益が客観的に可能であるが、所有者等の意思により使用又は収益をしていない場合にも給付金を支給する趣旨であると解されます。 そして、法手的に工事が可能になっても、未だ工事が行われていない場合は、未だ使用又は収益が開始されたとはいえないと思います。 したがって、「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法第１０条に基づく給付金に係る土地の使用状況と「使用又は収益」の開始日について」１から３までは、工事の開始日を「使用又は収益」の開始日とするべきだと思います。 ２．また、耕作や供養が客観的に可能な状態で引き渡されたからといっても、所有者等の意思により耕作や供養を開始していない場合、これを理由に給付金を支給しないのは、前記の法の趣旨に反すると思います したがって、同基準４については耕作の開始日、５については祭祀・供養行為の開始日を「使用又は収益」の開始日とするべきだと思います。	沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法第１０条に基づく給付金については、駐留軍用地の土地所有者等が、当該土地の引渡しを受けた後、引き続き使用せず、かつ、収益していないときは、当該所有者等の申請に基づき給付金を支給することとされています。 「使用又は収益」の開始日については、給付金の支給対象者が多数に及ぶため、給付金制度を適正に運用し、可能な限り客観性を保持することが必要であることから、本基準に定める使用状況について、所有者等が土地の使用を開始する意思が明確かつ客観的に確認できる時点を「使用又は収益」の開始日とする必要があると考えております。 本基準に定める個別の土地の使用状況について、①土地改良事業、②建築物（住宅）③道路の場合は、建築確認済証等による公的な書類により、所有者等が土地の使用を開始する意思及び日付が客観的に確認できることから、建築確認済証の交付日等を「使用又は収益」の開始日とすることが適当と考えております。 また、④土地の耕作については、所有者等が引渡し後に農地として使用する旨の申し出があった場合には、農耕が可能な状態に原状回復して引き渡すこととしていることから、引渡し時点を「使用又は収益」の開始日とすることが適当と考えております。 ⑤返還前から設置されている墳墓（墓地及び墓石）については、所有者等が墳墓を引き続き使用する意思が引渡し前までに明確に確認できる場合には、引渡し時点を「使用又は収益」の開始日とすることが適当と考えております。 したがって「使用又は収益」の開始日については、本基準どおりとすることが適当と考えております。	無